

1 2 4 7 7 1 号
令和6年10月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

廿日市市長

市町村名 (市町村コード)	廿日市市 (342131)
地域名 (地域内農業集落名)	吉和地区 (伴蔵、頓原、汐原、中津谷、半坂、大向、花原、田尻、細井原、妙音寺原、石原上、石原下、市垣内、田中原、熊崎、駄荷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・吉和地区では、平成の大合併の前、平成14年12月に1村1農場とした農事組合法人よしわが設立されて以降、離農者等の農地の活用を当該法人が基本、農地中間管理機構を通じて引き受けているほか、ほ場整備実施集落の全てが中山間地域等直接支払制度に継続して取り組み、農地の活用は概ね良好な地区である。
・また、冷涼な気象条件を活かした夏秋ほうれんそうなどの施設園芸、酪農の経営体が立地しているほか、(株)よしわ有機農園を核に、有機農業などを志す若い者が出てきており、農用地の適正利用に務めている。
・しかしながら、人口減少と相まって農業従事者の減少が進み、不在地主が増加してきており、農地の利用権設定等が困難な状況になりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、現況の園芸作物の栽培地域やほ場条件などを勘案し、作物毎または有機農業の団地化の形成を目指す。また、地元の堆肥を積極的に活用するとともに飼料作物の生産に取り組み、地域循環型の農業を推進する。
・不在地主の利用収益権は、(農)よしわを中心に担い手が広島県農地中間管理機構を通じた転貸で集積することを基本に、新たな担い手候補には、当地域計画に位置づけて、担い手間の権利移転などによって農地活用を進める。
・この際、中山間地域等直接支払制度に基づく集落戦略等に配慮して進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	171.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	171.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用最適化推進委員と農地相談員(農地中間管理事業地域駐在コーディネータ)が協力して集落組織と調整しながら、農地中間管理機構をを通じて(農)よしわを核として、担い手への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農者等の農地は、地権者の意向を尊重しつつ、引き続き、(農)よしわを中心に担い手が広島県農地中間管理機構を通じた転貸で集積することを基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備田の中でも排水不良等の農地が散見されることから、汎用化等の条件整備の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な担い手候補者・経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市・JAと連携し、相談から定住・定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稻の乾燥調整等は、農業協同組合が設置・運営するライスセンターを継続して活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①猟友会員との連携を図り、捕獲強化に取り組むとともに、捕獲人材の確保・育成を進める。
 ②③⑦担い手の生産原価の低減のほか、集落活動の負担軽減に向け、スマート農業機械の導入に向けた実証検討など実施し、減農薬・減肥料・スマート農業にかかる生産技術の普及、農地の保全管理作業の負担低減に努める。
 ⑨引き続き、吉和堆肥センターを活用した水稻等への堆肥利用を推進する。